

国民健康保険税賦課限度額の見直しについて

令和 6 年度から次のとおり賦課限度額を引き上げるものとする。

区分	医療分	支援金分	介護分	計
現行	650,000 円	200,000 円	170,000 円	1,020,000 円
見直し案	650,000 円	220,000 円	170,000 円	1,040,000 円
差	0 円	20,000 円	0 円	20,000 円

参 考

賦課限度額の引上げを行った場合の影響について

1 現行税率等

区分	算出基礎	医療分	支援金分(※1)	介護分(※2)
所得割	基準総所得金額(※3)	7.2%	2.2%	1.6%
均等割	被保険者1人につき	24,000 円	9,000 円	10,000 円
賦課限度額		650,000 円	200,000 円	170,000 円

※1 支援金分：後期高齢者支援金分

※2 介護分：介護納付金分。介護保険第2号被保険者（40～64歳の被保険者）に対して課税

※3 基準総所得金額：前年の総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した金額

2 賦課限度額引上げ後の個別ケースにおける試算

ケース：限度額超過世帯、被保険者4人（内、介護第2号被保険者2人、有所得者1人、未就学児を含まない）の世帯の現行税額との比較〔試算〕

【計算例1】 総所得金額8,000,000円の場合 (単位：円)

	現行			見直し案		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	545,040	166,540	121,120	545,040	166,540	121,120
均等割	96,000	36,000	20,000	96,000	36,000	20,000
算定総額	641,040	202,540	141,120	641,040	202,540	141,120
限度超過額	0	2,540	0	0	0	0
年税額	641,000	200,000	141,100	641,000	202,500	141,100
課税総額	982,100 (月額 81,842)			984,600 (月額 82,050)		
	増減			+2,500 (月額+208)		

【計算例2】 総所得金額9,000,000円の場合 (単位：円)

	現行			見直し案		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	617,040	188,540	137,120	617,040	188,540	137,120
均等割	96,000	36,000	20,000	96,000	36,000	20,000
算定総額	713,040	224,540	157,120	713,040	224,540	157,120
限度超過額	63,040	24,540	0	63,040	4,540	0
年税額	650,000	200,000	157,100	650,000	220,000	157,100
課税総額	1,007,100 (月額 83,925)			1,027,100 (月額 85,592)		
	増減			+20,000 (月額+1,667)		

【計算例3】 総所得金額10,000,000円の場合 (単位：円)

	現行			見直し案		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	689,040	210,540	153,120	689,040	210,540	153,120
均等割	96,000	36,000	20,000	96,000	36,000	20,000
算定総額	785,040	246,540	173,120	785,040	246,540	173,120
限度超過額	135,040	46,540	3,120	135,040	26,540	3,120
年税額	650,000	200,000	170,000	650,000	220,000	170,000
課税総額	1,020,000 (月額 85,000)			1,040,000 (月額 86,667)		
	増減			+20,000 (月額+1,667)		

※年税額は、100円未満切り捨て

【参考：課税限度額に達する目安（世帯構成を上記ケースのとおりとした場合）】

	《現行》	《限度額引き上げ後》	給与収入（年収）に換算
医療分	8,124,500円	→ 8,124,500円（変更なし）	⇔ 約 1,007万4千5百円
支援金分	7,884,600円	→ 8,793,700円（90万9千1百円増）	⇔ 約 1,074万3千7百円
介護分	9,805,000円	→ 9,805,000円（変更なし）	⇔ 約 1,175万5千円

3 令和5年度 賦課限度額の状況（県内市）

区分 市名	賦課限度額			
	医療分(万円)	支援金分(万円)	介護分(万円)	計
さいたま市	65	22	17	104
川越市	65	20	17	102
熊谷市	65	20	17	102
川口市	65	20	17	102
行田市	65	20	17	102
秩父市	65	20	17	102
所沢市	65	20	17	102
飯能市	65	20	17	102
加須市	65	20	17	102
本庄市	65	22	17	104
東松山市	65	20	17	102
春日部市	65	20	17	102
狭山市	65	20	17	102
羽生市	65	20	17	102
鴻巣市	65	22	17	104
深谷市	65	20	17	102
上尾市	65	20	17	102
草加市	65	20	17	102
越谷市	65	20	17	102
蕨市	65	20	17	102
戸田市	65	22	17	104
入間市	65	20	17	102
朝霞市	65	20	17	102
志木市	65	20	17	102
和光市	65	20	17	102
新座市	65	20	17	102
桶川市	65	20	17	102
久喜市	65	20	17	102
北本市	65	20	17	102
八潮市	65	20	17	102
富士見市	65	20	17	102
ふじみ野市	65	22	17	104
三郷市	63	19	17	99
蓮田市	65	20	17	102
坂戸市	65	20	17	102
鶴ヶ島市	65	20	17	102
日高市	65	20	17	102
白岡市	65	22	17	104
幸手市	65	20	17	102
吉川市	65	22	17	104

賦課限度額合計	該当市数	割合
104万円※法定限度額	7市	17.5%
102万円（行田市含む）	32市	80.0%
99万円	1市	2.5%
合計	40市	100.0%